

## 第 67 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 25 年 8 月 26 日（月）10：00 ～ 10：55

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 会議室

3 出席者

## 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

## 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部調査企画課課長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ長、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 52 号の答申「農林業センサスの変更について」
- (2) 諮問第 56 号「工業統計調査の指定の変更について」
- (3) 諮問第 57 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第 52 号の答申「農林業センサスの変更について」  
産業統計部会の西郷部会長から、資料 1 に基づき諮問第 52 号の答申案について説明が行われ、案のとおり採択された。
- (2) 諮問第 56 号「工業統計調査の指定の変更について」  
総務省政策統括官室から資料 2 に基づき説明が行われ、産業統計部会に付議されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

○工業と製造業という用語を比べると、製造業の方が一般的に広く使われていると認識している。これからも「工業統計調査」の名称を使い続けるのか。

→工業統計調査の名称が一般ユーザーが慣れ親しんで使っている状況を踏まえ、部会でどのような基幹統計の名称にするのが適当かを検討したい。

また、工業統計調査の諮問について、前回第 66 回統計委員会において委員長から工業統計調査の民間事業者への委託内容に関して特定サービス産業実態調査のような変更が無いかという質問に対して、経済産業省から改めて以下の補足説明が行われた。

○従来から民間事業者に対して調査票等の配布、回収、督促、審査までを委託しているので、その業務内容に関して変更はない。しかしながら、今回は地方自治体経由で行う調査員調査と国から民間事業者経由で行う郵送調査の対象範囲を変更するので、これまで地方自治体が担当していた事業所の一部が民間事業者の担当に移ることになる。したがって、規模は変わるものの、その民間委託の業務内容自体は特定サービス産業実態調査のような変更はない。

### (3) 諮問第 57 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」

事務局、厚生労働省から資料 3 に基づき説明が行われ、匿名データ部会に付議されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

○乗数について、匿名データの種類 A は「全国一律の拡大乗数再付与」、匿名データの種類 B は「拡大乗数は付与しない」となっているが、これについてはどのような考え方なのか。「全国一律」とは具体的には何を意味するか。

→匿名データの作成方法について、別添 2 の「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成方法」の匿名データの種類 A については全国的な状況を元々の統計に基づいて把握するという利用の観点があるので、復元をして乗数を付けたものを提供する。匿名データの種類 B については、細かい分析で用いられると想定して、乗数を用いずに元々の統計表の生のデータを使えるように、平成 16 年調査の時にも同じような方法で作成した。今回も同じような方法で作成する。

○地域に関しては、違う乗数を用いているか。

→乗数は、地域区分を設けることが個人の特定に結び付く可能性があるため、全国一律で元々の数字に近くなるように乗数を付けている。

○個別特定化を避けるために 2 種類のデータを作成する。それによって地域性を回避するというのが、厚生労働省の考えなので、これを含めて匿名データ部会で審議していただきたい。

(4) 部会の審議状況について

- ① 西郷産業統計部会部会長から、資料4に基づき、産業統計部会の部会審議状況について報告された。

主な質疑は以下のとおり。

○工業統計の場合、審査については地方自治体によって行われてきたが、今回の調査方法変更に伴い、民間事業者が審査を行うことになるのか。

→従来は地方自治体が審査を行ってきたが、民間事業者を活用するようになってから、国が回収した調査票は民間事業者が審査を行うようになった。今回の変更は、地方公共団体が回収した調査票の審査は地方公共団体が行き、国が回収した調査票の審査は民間事業者が行うことを更に明確にする。

(5) その他

- ① 次回統計委員会は、来月9月27日(金)の基本計画部会終了後に中央合同庁舎第4号館12階 共用1208会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>